

## 助成金交付規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏地域創造ファンド（以下、「この法人」という。）が、不特定多数の利益増進に寄与するため、民間公益活動への資金支援を行う事業に関し、助成金の適正な交付に資することを目的とする。

### (助成金の原資)

第2条 助成金の原資は、個人・企業・団体からの寄付、国・自治体・民間団体等の助成金、公益目的事業の受託金等とし、この法人はこれらの資金の調達に努めることとする。

2 寄付を原資とする場合は、この法人の運営を支援する目的の寄付金を除き、助成金の交付、助成金交付対象の伴走支援など当該助成事業の運営管理に必要な経費に充てることとする。

### (公募要領の作成)

第3条 助成金の交付希望者（以下、「応募者」という。）を募集するときは、助成事業毎に、助成対象の地域、事業分野、事業期間等の応募要件をはじめ、1件あたりの助成上限額、応募方法、助成総額その他必要な事項を定めた公募要領を作成して公募するものとする。

### (公募対象としない活動)

第4条 以下のいずれかに該当する場合は助成対象としない。

- (1) 宗教、政治活動又はこれを主目的とする団体の活動
- (2) 暴力団又はその構成員が関与する活動
- (3) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体が関与する活動

(4) その他、公共の福祉・公序良俗に反する活動

(助成金の決定)

第 5 条 応募者の中から助成金の交付を受ける者（以下、「被交付者」という。）を選定する場合は、別に定める審査手続規程によるものとする。

2 助成金の交付を決定したときは、応募者に対し速やかに 電子メール、または郵便等によって通知する。

(助成金の使途)

第 6 条 被交付者は、申請したものと異なる目的のために助成金を使用してはならない。

2 被交付者が申請したものと異なる目的のために助成金を使用したときは、この法人は、異なる目的のために使用した助成金全額の返還を求めることができる。

(活動報告)

第 7 条 被交付者が、助成金による事業を終えたときは、すみやかに応募要領に定めた活動報告をこの法人に行わなければならない。

(助成内容の公開)

第 8 条 この法人は、助成金の交付状況及び対象事業の内容を、この法人のホームページで公開する。

附 則

この規程は、この法人が公益認定を受けた日に施行する。（2025 年 3 月 24 日理事会決議）